平成２６年（フ）第４１０号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜97番地の１
オーシャンブルーⅡ402
債務者　大串けい子（旧姓福島）
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４１１号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜97番地の１
オーシャンブルーⅡ402号
債務者　大串英里香（旧姓福島）
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１７号
沖縄県浦添市宮城３丁目７番５－206号　仲宮マンション
債務者　岸本貴美子
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1099番地３
スマイルうらわ302号室
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市繁多川３丁目16番47号　コーポ石畳403
債務者　長嶺　尚美
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８０号
青森県むつ市柳町３丁目11番56号　柳町ハイツＢ－１
債務者　赤石麻奈実
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
神奈川県厚木市下川入436番地８　ビレッジフレグランス壱番館203、前住所神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目６番26号　やまぐちハイツ202号
債務者　細井　里美（旧姓清藤）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８５号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本462番地の５
債務者　川口　久栄
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０２号
茨城県日立市田尻町４－19－25レオパレスボヌールエスパースＥ－104、住民票上の住所青森市栄町２丁目１番20号
債務者　葛西　　満
１　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市三春町２丁目20番地　ＡＳＫ堀ノ内302
債務者　西村　　碧（旧姓嶋田）
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市中原２丁目９番29号片倉メゾン201号室、住民票上の住所神奈川県平塚市南金目923番地の６
債務者　橋本　政明
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０４号
神奈川県平塚市中原２丁目９番29号片倉メゾン201号室、住民票上の住所神奈川県平塚市南金目923番地の６
債務者　橋本　智美
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２９号
神奈川県秦野市上今川町７番15号
債務者　會田佐知子（旧姓谷川）
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１５号
沖縄県浦添市字港川379　メカル荘Ｍ－３、住民票上の住所沖縄県那覇市曙２丁目８番32号　ヴィラシオン曙301
債務者　上地　文恵
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市銘苅１丁目19番32号　朝菊アパートＡ棟101
債務者　大城　勇二
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４４号
愛知県大府市森岡町４丁目268番地
債務者　田尻　舞子（旧姓塚原）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部